

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 満期保有目的の債券等 ー 償却原価法(移動平均法に基づく原価法)
- ・ 上記以外の有価証券で時価のあるもの ー 決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金 ー 法人の負担する横浜市社会福祉協議会民間社会福祉事業従事者年金共済制度掛金相当額を計上する。
- ・ 賞与引当金 ー 当該会計年度の負担に属する額を見積もり計上する。
- ・ 徴収不能引当金 ー 年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額と、債権総額に過去の徴収不能額の割合を乗じた金額の合計額とする。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし。

4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 横浜市社会福祉協議会の民間社会福祉事業従業者年金共済制度
- (2) 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 社会福祉事業以外の事業を実施していないため、事業区分別内訳表は作成していない。
- (3) 拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部拠点

① 法人本部

イ 養護老人ホームハマノ愛生園拠点

- ① 養護老人ホーム
- ② 横浜市高齢者生活支援ショートステイ事業

ウ 特別養護老人ホームハマノ愛生園拠点

- ① 介護老人福祉施設
- ② 短期入所生活介護
- ③ 横浜市等委託事業

エ 特別養護老人ホーム戸部ハマノ愛生園拠点

- ① 介護老人福祉施設
- ② 短期入所生活介護
- ③ 横浜市等委託事業

オ 浅間台地域ケアプラザ拠点

- ① 通所介護
- ② 居宅介護支援
- ③ 地域包括支援センター(介護予防支援含む)
- ④ 横浜市地域ケアプラザ運営委託(地域活動交流事業)
- ⑤ 横浜市等委託事業

カ 横浜市宮崎地域ケアプラザ拠点

- ① 通所介護
- ② 居宅介護支援
- ③ 地域包括支援センター(介護予防支援含む)
- ④ 横浜市地域ケアプラザ運営委託(地域活動交流事業)

⑤ 横浜市等委託事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	2,546,519	0	0	2,546,519
建物	1,311,667,136	0	79,354,537	1,232,312,599
合計	1,314,213,655	0	79,354,537	1,234,859,118

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし。

8. 担保に供している資産

担保に供している資産は以下のとおりである。(単位:円)

基本財産 建物	411,785,502
合計	411,785,502

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。(単位:円)

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	9,600,000
合計	9,600,000

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産 建物	4,079,787,374	2,847,474,775	1,232,312,599
その他の資産 建物	403,406,969	189,449,555	213,957,414
その他の資産 構築物	11,623,430	10,221,828	1,401,602
その他の資産 車輛運搬具	73,145,223	67,714,604	5,430,619
その他の資産 器具及び備品	268,956,633	232,977,216	35,979,417
その他の資産 ソフトウエア	13,299,520	9,210,178	4,089,342
合計	4,850,219,149	3,357,048,156	1,493,170,993

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
貸借対照表上、間接法で表示しているため、記載なし。

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
保有していないため、記載なし。

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引がないため、記載なし。

13. 重要な偶発債務

該当なし。

14. 重要な後発事象

該当なし。

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし。

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。